

**KDD I 株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社
から提出された700MHz帯における
終了促進措置に関する四半期報告の概要**

**平成24年度第2四半期
(平成24年6月～9月)**

総務省

本概要は、KDDI株式会社及び沖縄セルラー電話株式会社から提出された700MHz帯における終了促進措置に関する四半期報告(平成24年6月～9月)を抜粋したものです。

1 終了促進措置を実施した無線局数

1-1 FPU（番組素材中継を行う無線局）

① 開設計画における記載概要

- 平成27年8月末までに終了促進措置を完了。（設備変更の工事を平成26年7月から平成27年8月にかけて実施。）
- 地域別に、平成26年10月から順次、終了促進措置を完了。
- 特定基地局の開設については、平成26年9月までに先行して合意を取得。
- 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、干渉回避措置（出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等）を実施。

② 認定開設者間の合意における記載概要

- 終了促進措置については、平成26年度末までに完了します。（設備変更の工事は平成25年度下期から平成26年度末にかけて実施します。）
ただし、免許人団体や対象免許人からの要望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 関東地方の対象免許人については、先行して検証頂けるよう平成25年度下期から、順次新周波数帯の無線局を提供します。
- 特定基地局の開設については、平成26年8月末までに全ての対象免許人から合意を得ます。
- 対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成26年度末を期限として周波数共用を実施します。ただし、免許人団体や対象免許人からの周波数共用の希望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、対象免許人と認定開設者間で干渉回避の確認を行います。
- 干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末までにおいて、FPU無線局に係る終了促進措置の実施状況については、協議を開始していない無線局は103局で、協議を開始した無線局は0局です。また協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは0局で、終了促進措置の実施が全て完了した無線局（協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局を含む。）は0局です。なお、各都道府県における内訳は次のとおりです。

(2012年9月末現在)

都道府県	協議開始前		協議開始済		実施合意済		実施完了済	
	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数
北海道	2	2	0	0	0	0	0	0
青森県	1	1	0	0	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城県	3	3	0	0	0	0	0	0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0	0
山形県	0	0	0	0	0	0	0	0
福島県	2	2	0	0	0	0	0	0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0	0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0	0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0	0
東京都	55	6	0	0	0	0	0	0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0	0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0	0
長野県	0	0	0	0	0	0	0	0
富山県	0	0	0	0	0	0	0	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	1	1	0	0	0	0	0	0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0	0
静岡県	3	3	0	0	0	0	0	0
愛知県	5	4	0	0	0	0	0	0
三重県	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪府	13	5	0	0	0	0	0	0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0	0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0	0
島根県	1	1	0	0	0	0	0	0
岡山県	2	2	0	0	0	0	0	0
広島県	2	2	0	0	0	0	0	0
山口県	1	1	0	0	0	0	0	0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県	2	1	0	0	0	0	0	0
愛媛県	2	1	0	0	0	0	0	0
高知県	1	1	0	0	0	0	0	0
福岡県	6	4	0	0	0	0	0	0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0	0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0	0
大分県	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	1	1	0	0	0	0	0	0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	103	41	0	0	0	0	0	0

注)「協議開始前」における無線局数及び免許人数については、平成 24 年 6 月末時点の数を集計しております。

1-2 ラジオマイク

① 開設計画における記載概要

- 平成28年12月末までに終了促進措置を完了。(設備変更の工事を平成26年7月から平成28年12月にかけて実施。)
- 地域別に、平成26年10月から順次、終了促進措置を完了。
- 特定基地局の開設については、平成26年9月までに先行して合意を取得。
- 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、新周波数帯に対応した代替設備の貸出しや干渉回避措置(出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等)を実施。

② 認定開設者間の合意における記載概要

- 終了促進措置については、平成26年度末までに完了します。(設備変更の工事は平成25年下期から平成26年度末にかけて実施します。)
ただし、免許人団体や対象免許人からの要望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 設備変更については、容易に取替等が可能な無線局から、順次終了促進措置を完了します。
- 特定基地局の開設については、平成26年8月末までに全ての対象免許人から合意を得ます。
- 対象免許人が新旧周波数帯の併用を求める場合等は、平成26年度末を期限として周波数共用を実施します。ただし、免許人団体や対象免許人からの周波数共用の希望がある場合には、個別に協議を実施します。
- 終了促進措置が未完了な地域の無線局が、終了促進措置が完了済みの地域へ移動する場合は、新周波数帯に対応した代替設備の貸出しを行います。
- 代替設備での対応が困難な場合には、対象免許人と認定開設者間で干渉回避の確認を行います。
- 干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。

③ 本四半期までの実施状況

本四半期末までにおいて、特定ラジオマイク無線局に係る終了促進措置の実施状況については、協議を開始していない無線局は21634局で、協議を開始した無線局は0局です。また協議を開始した無線局のうち、終了促進措置の実施について合意し書面等による確認に至ったものは0局で、終了促進措置の実施が全て完了した無線局(協議を開始したものの終了促進措置を実施することなく廃止された無線局を含む。)は0局です。なお、各都道府県における内訳は次のとおりです。

(2012年9月末現在)

都道府県	協議開始前		協議開始済		実施合意済		実施完了済	
	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数	無線局数	免許人数
北海道	537	36	0	0	0	0	0	0
青森県	78	5	0	0	0	0	0	0
岩手県	226	12	0	0	0	0	0	0
宮城県	235	11	0	0	0	0	0	0
秋田県	120	7	0	0	0	0	0	0
山形県	65	4	0	0	0	0	0	0
福島県	126	8	0	0	0	0	0	0
茨城県	93	9	0	0	0	0	0	0
栃木県	77	7	0	0	0	0	0	0
群馬県	48	7	0	0	0	0	0	0
埼玉県	318	28	0	0	0	0	0	0
千葉県	544	27	0	0	0	0	0	0
東京都	9438	327	0	0	0	0	0	0
神奈川県	1246	55	0	0	0	0	0	0
山梨県	135	9	0	0	0	0	0	0
新潟県	162	10	0	0	0	0	0	0
長野県	229	19	0	0	0	0	0	0
富山県	228	17	0	0	0	0	0	0
石川県	189	16	0	0	0	0	0	0
福井県	88	7	0	0	0	0	0	0
岐阜県	64	6	0	0	0	0	0	0
静岡県	262	20	0	0	0	0	0	0
愛知県	961	55	0	0	0	0	0	0
三重県	71	8	0	0	0	0	0	0
滋賀県	124	7	0	0	0	0	0	0
京都府	268	19	0	0	0	0	0	0
大阪府	2154	93	0	0	0	0	0	0
兵庫県	552	33	0	0	0	0	0	0
奈良県	106	8	0	0	0	0	0	0
和歌山県	15	3	0	0	0	0	0	0
鳥取県	46	5	0	0	0	0	0	0
島根県	67	4	0	0	0	0	0	0
岡山県	138	14	0	0	0	0	0	0
広島県	369	29	0	0	0	0	0	0
山口県	87	11	0	0	0	0	0	0
徳島県	111	7	0	0	0	0	0	0
香川県	125	10	0	0	0	0	0	0
愛媛県	145	8	0	0	0	0	0	0
高知県	67	6	0	0	0	0	0	0
福岡県	751	33	0	0	0	0	0	0
佐賀県	43	2	0	0	0	0	0	0
長崎県	202	10	0	0	0	0	0	0
熊本県	197	12	0	0	0	0	0	0
大分県	124	11	0	0	0	0	0	0
宮崎県	109	5	0	0	0	0	0	0
鹿児島県	129	8	0	0	0	0	0	0
沖縄県	165	13	0	0	0	0	0	0
全国	21634	1061	0	0	0	0	0	0

- 注1)「協議開始前」における無線局数及び免許人数については、平成24年6月末時点の数を集計しております。
- 注2)免許人数については、各都道府県に属する無線局の免許人数を集計したものであり、実際の免許人数と異なる場合があります。
- 注3)「協議開始済」「実施合意済」「実施完了済」における免許人数については、注2の各都道府県に属する無線局の免許人毎で集計を行っているため、実際の対象免許人との協議結果と異なる場合があります。

2 終了促進措置の実施に要した費用

① 開設計画における記載概要

負担可能額：1,500億円

② 本四半期までの実施状況

開設指針に規定する費用（設備取得費・工事費）は次のとおりです。

内 訳	本四半期中		累計	
	全体	うち当社負担額	全体	うち当社負担額
F P U	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
特定ラジオマイク	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
合 計	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円

なお、終了促進措置の実施に要する諸費用（窓口・協議の運営、書類の郵送等に要する費用）として、本四半期中に0百万円（累計0百万円）を支出しています。

3 開設指針に規定する終了促進措置の実施状況

3-1 他の認定開設者との協議・合意

① 開設計画における記載概要

終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、他の全ての認定開設者と共同して実施し、その方法について認定日から3か月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意する。

② 開設指針における規定事項

終了促進措置の実施概要の周知及び実施手順の通知、免許人団体との間での当該周知・通知の実施についての協議並びに終了促進措置に係る対象免許人との合意について、他の全ての認定開設者と共同して実施することとし、当該事項及び当該合意の実施方法について認定日から3月以内に、他の全ての認定開設者と協議し、合意すること。(開設指針第9項第4号(1))

③ 本四半期までの実施状況

終了促進措置に係る対象免許人との合意等について、共同で実施するため、その方法について、他の認定開設者(株式会社NTTドコモ、イー・アクセス株式会社)と協議し、平成24年9月28日に合意しました。

また、合意の事実については、平成24年9月28日に以下のURLに示す当社ホームページで公開しました。(図1)

<http://www.kddi.com/corporate/kddi/kokai/agreement/index.html>

(KDDI HP→企業情報→公開情報→700MHz周波数移行に関する情報)



図 1 当社ホームページ「700MHz周波数移行に関する情報」

3-2 実施概要の周知

① 開設計画における記載概要

合意日から6か月以内に、自社のウェブサイト、免許人団体のウェブサイト・会報、販売店での文書配布、放送関係出版物への掲載等により実施概要の周知を開始。

② 認定開設者間の合意における記載概要

- 実施概要の周知については、合意日から6か月以内に、認定開設者4者で共同して設立する「一般社団法人」や、認定開設者各社のウェブサイト、免許人団体のウェブサイトや会報、販売店での文書配布、技術雑誌への広告、放送関係出版物への掲載等により実施概要の周知を開始します。
- 免許人団体との協議の結果、不要と判断された周知媒体については、周知の実施を省略します。

③ 開設指針における規定事項

他の全ての認定開設者との合意の日から6月以内に、終了促進措置の実施の概要（窓口の連絡先及び対応時間を含む。）を対象免許人に周知させるための措置を開始すること。（開設指針第9項第4号(2)）

④ 本四半期までの実施状況

本四半期において、免許人への実施概要の周知は開始しておりません。今後、免許人団体との事前協議が整い次第、実施概要の周知を開始します。

3-3 実施手順の通知

① 開設計画における記載概要

- 郵送により実施手順の通知を実施し、合意日から6か月以内に完了。
- 説明会を実施し、不参加者には電話連絡を実施。

② 認定開設者間の合意における記載概要

- 実施手順の通知については、郵送（配達証明郵便）又は同等の手段により実施手順の通知を実施し、合意日から6か月以内に完了します。
- 実施手順の通知が対象免許人へ配達できない場合は、電話や訪問により、免許人住所の確認を実施します。

③ 開設指針における規定事項

他の全ての認定開設者との合意の日から6月以内に、終了促進措置の実施手順を対象免許人に対して通知すること。（開設指針第9項第4号(3)）

④ 本四半期までの実施状況

本四半期において、免許人への実施手順の通知は開始しておりません。今後、免許人団体との事前協議が整い次第、実施手順の通知を開始します。

3-4 周知・通知の事前協議

① 開設計画における記載概要

免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施。

② 認定開設者間の合意における記載概要

・ 免許人団体との間で、周知・通知に関する事前協議を実施します。

③ 開設指針における規定事項

実施概要の周知及び実施内容の通知の実施前に、対象免許人を社員その他の構成員としている法人又は団体（以下「免許人団体」という。）との間で協議を行うこと。（開設指針第9項第4号(4)）

④ 本四半期までの実施状況

本四半期は、認定開設者間の協議を実施しており、免許人団体との間での事前協議は実施しておりません。

3-5 FPUとの協議

① 開設計画における記載概要

- ・平成25年7月から、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について協議を開始。
- ・対象免許人ごとに協議担当者が個別訪問を行い、技術の専門家を交えて協議。

② 認定開設者間の合意における記載概要

- FPUの対象免許人との協議については、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について、平成25年4月から順次開始します。
- 対象免許人との協議に先立ち、免許人団体との間で、事前に対象免許人の意向に応じた選択肢を含めた枠組みを合意します。
- 対象免許人との協議については、個別訪問を行い、免許人団体との事前の枠組み合意の内容に沿って協議を実施します。
- 必要に応じて技術の専門家を交えて協議します。

③ 開設指針における規定事項

対象免許人との間で、当該対象免許人が行う措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該対象免許人が当該措置を行うまでの間に当該対象免許人の無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。(開設指針第9項第4号(5))

④ 本四半期までの実施状況

FPUの免許人との協議は開始していません。

3-6 ラジオマイクとの協議

① 開設計画における記載概要

- 平成25年7月から、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について協議を開始。
- 対象免許人ごとに協議担当者を割り当て、技術の専門家を交えて協議。

② 認定開設者間の合意における記載概要

- ラジオマイクの対象免許人との協議については、無線設備の選定及び移行の時期、費用負担の範囲及び支払方法・時期、周波数共用のための運用方法等について、平成25年4月から、順次開始します。
- 対象免許人との協議に先立ち、免許人団体との間で、対象免許人の意向に応じた選択肢を含めた標準的な周波数移行フローを策定します。
- 対象免許人との協議については、個別訪問を行い、当該フローの内容に沿って協議を実施します。
- 必要に応じて技術の専門家を交えて協議します。

③ 開設指針における規定事項

対象免許人との間で、当該対象免許人が行う措置の内容及びその実施時期並びに当該措置に係る終了促進措置に関する費用負担の範囲、方法及び実施時期並びに当該対象免許人が当該措置を行うまでの間に当該対象免許人の無線局と特定基地局が周波数を共用する場合の当該共用の条件その他終了促進措置の内容について協議を行うこと。(開設指針第9項第4号(5))

④ 本四半期までの実施状況

ラジオマイクの対象免許人との協議は開始していません。

3-7 窓口の設置

① 開設計画における記載概要

- 合意日から1か月以内に、電話及びメールによる専用窓口を設置。
- 終了促進措置の実施に係る社内組織の中で窓口（29名体制）を運営。
- 窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。

② 認定開設者間の合意における記載概要

- 問合せ窓口については、合意日から1か月以内に、電話及びメールによる専用窓口を設置します。
- 問合せ窓口の運営については、4者が共同で設立する一般社団法人が行います。（開設時は15名程度の体制で開始します）
- 一般社団法人が設置されるまでの期間は、一般社団法人設立準備室、もしくは各認定開設者にて窓口を設置します。
- 窓口対応要員には、社内研修、マニュアル等による教育を実施。

③ 開設指針における規定事項

認定開設者は、合意日から1月以内に、終了促進措置の実施に関する対象免許人からの問合せに対応するための窓口を設置し、平成31年3月30日まで設置すること。（開設指針第9項第5号(4)）

④ 本四半期までの実施状況

問合せ窓口について、本四半期は設置しておりません。合意日（平成24年9月28日）から1ヶ月以内に窓口を設置するよう、準備を行っております。

4 対策・体制の整備に関する終了促進措置の実施状況

4-1 迅速な合意形成を図るための具体的な対策

① 開設計画における記載概要

- 協議開始前に、アンケート等により対象免許人の意向・要望を把握。
- 免許人団体との協議において、移行フロー及び対象免許人との契約内容（それぞれ案を添付）を提示し、それに対する助言・要望を踏まえ、移行手順を標準化。移行費用についても、同様に単価を設定。
- 費用が単価を超える場合及び対象免許人との協議が難航した場合について、それぞれ販売会社への仲介、第三者である専門家を交えた協議等からなる審査フローを策定。
- FPUについては在京キー局に対し、各地域の系列局への情報提供を依頼。
- ラジオマイクについては、都道府県ごとに対象免許人への説明会を実施し、必要に応じて電話や個別訪問による説明を実施。
- 対象免許人との協議において、対象免許人ごとに担当者制を導入し、複数名の担当者を配置。
- 対象免許人と必要に応じ守秘義務契約を締結（契約案を添付）。
- ラジオマイクの対象免許人の要望を分析し、製造業者に情報提供するとともに、早期の市場投入を要請。また、必要に応じて、製造業者と製品開発状況を定期的に確認する会合を開催。
- 新周波数帯対応のラジオマイクを確保し、対象免許人の品質評価・機器選定等について、事前の確認ができるよう支援する等、伝搬特性や音声品質等に関する検証・評価について対象免許人の理解が得られるまで対応。
- ラジオマイクの使用場所や利用状況に応じたチャネル設定を支援。
- 平成28年末までは必要に応じ新旧周波数帯の併用を実施。
- 周波数共用時の運用調整について、現在の運用調整ルール・システムを活用するほか、対象免許人から要望があれば商用運用前に試験電波の発射を行い、必要に応じて干渉回避措置（出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等）を実施。

② 認定開設者間の合意における記載概要

- 対象免許人との協議開始前に、実施手順の通知にアンケートを同封して対象免許人の意向・要望を把握します。
- 免許人団体との協議においては、標準的な移行作業の条件を確認し、可能な限り定型化を行えるよう、移行フロー、工事手法、合意事項、契約内容など、複数の案を提示して協議を行うとともに、課題の抽出やアクションプランの検討を行い、免許人団体からの助言や要望を踏まえ、移行手順や移行費用に関する基本的な枠組みの合意を図ります。

- 対象免許人との協議においては、免許人団体との協議により決定した複数の対応方法を用意し、費用の条件、製造業者や工事業者の選定、合意方法、合意できない場合の段階的な合意等、対象免許人の意向を踏まえ実施します。
- 取替え工事費については、工事業者と協議した上で決定します。また、必要に応じて、販売会社への仲介の要請や第三者である専門家を交えた協議も実施します。
- 終了促進措置の実施に関する具体的な内容については、免許人団体との協議により決定します。
- 対象免許人との協議については、無線局数の多い対象免許人（FPUは在京キー局）から先行開始し、その対応状況を他の対象免許人の協議に活用します。
- FPUについては、在京キー局に対し、各地域の系列局への情報提供を依頼します。
- ラジオマイクについては、対象免許人への説明会を実施し、要望に応じて電話や個別訪問による説明を実施します。
- 具体的な説明会の場所及び回数については、免許人団体からの助言を踏まえ決定します。
- 対象免許人との協議において、対象免許人ごとに担当者制を導入し、複数名の担当者を配置します。
- 対象免許人との間で、必要に応じて守秘義務契約を締結します。
- 対象免許人から製造業者の指定がある場合は、集計して製造業者へ情報提供し、計画的な生産体制整備を依頼します。
- ラジオマイクの機器調達について、認定後速やかに製造業者と協議して後継機の有無を確認し、後継機が無い場合は代替機を探し、必要に応じて開発を依頼します。
- 必要に応じて、製造業者と製品開発状況を定期的に確認する会合を開催します。
- 新周波数対応機器を、製造業者ごとに一定数確保し、希望に応じて貸出しを実施します。
- 対象免許人の品質評価・機器選定等について、事前の確認ができるよう支援する等、伝搬特性や音声品質等に関する検証・評価を支援します。
- 対象免許人から要望があった場合は、エリア設計に関する技術支援を実施します。また、基地局基盤の提供、その他技術的な支援等について、必要に応じて検討します。
- 対象免許人から要望があった場合は、新周波数帯無線局の開設にあたり、ラジオマイクの使用場所や利用状況に応じたチャンネル設定を支援します。
- 工事後についても安定運用、チャンネル設定等に関する技術サポートを実施します。
- 終了促進措置の実施については、平成26年度末までに完了します。但し、対

象免許人の個別事情に配慮し、要望があった場合には、個別に協議を実施した上で、旧周波数帯の設備が使用できるよう対応します。

- 周波数共用時の運用調整について、現在の運用調整ルール・システムの活用を含め、免許人団体等と協議を行います。
- 対象免許人からの要望があった際には、対象免許人と協議の上、干渉回避措置が必要な場合には、対象となる基地局において出力低減、指向方向調整、電波の一時停止等を実施します。
- 対象免許人の移行に関する問題等については、対象免許人との協議開始後も、定期的に連絡会を開催して対応策の検討を行い、認定開設者や免許人団体、必要に応じて対象免許人へそれぞれフィードバックを実施します。
- 平成24年10月までに、干渉耐力評価を行うためのテストベッドを構築し、対象免許人、製造業者等に無償で開放します。終了促進措置完了後は関連団体への譲渡・活用も検討します。
- 周波数共用期間中にバックアップとしてLTEサービスを利用した映像中継システム（HD対応）を貸与します。また、中継コースのLTEエリア最適化を実施します。
- 平成25年1月までに周波数共用に関するフィールド試験環境を構築し、干渉影響、離隔距離等に関する検証を、対象免許人、免許人団体、製造業者と共同で実施します。

③ 本四半期までの実施状況

終了促進措置に関して、対象免許人との迅速な合意形成を図るための具体的な対策として、上記②を実施することについて、認定開設者4者間で合意しました。

4-2 円滑な実施を図るための具体的な体制の整備

① 開設計画における記載概要

- 合意日から1か月以内に、社内の専門組織として「移行促進措置推進センター」を設置（最大292名体制）し、対象免許人や免許人団体との調整等を実施。
- 「移行促進措置推進センター」では、対象免許人の対応要員を各地域の拠点等に配置するほか、全国の統括を行う「統括交渉グループ」を設置（利用者の形態ごとに3担当に分掌）。
- 「移行監査委員会」を社外に設置し、協議手法等の正常性の確認を行い、社内及び「移行検討会」に提言を実施。
- 合意日から1か月以内に、FPU・ラジオマイクそれぞれについて、認定開設者・免許人団体による「移行検討会」を設置し、造業者等についても参加を要請。製品情報、設置工事、周波数共用等の協議を実施。
- 社外に「終了促進措置調整連絡会」を設置し、対象免許人からの疑義・苦情を受け付け、第三者的立場から協議の仲裁・調停を弁護士に依頼。

② 認定開設者間の合意における記載概要

- 対象免許人や免許人団体との協議、対象免許人への周知・通知、問い合わせ対応等を実施するため、平成24年12月を目途に4者共同で専門組織の一般社団法人を設立します。
- 一般社団法人の要員については、開設時は20名程度で開始し、終了促進措置を円滑に実施できるよう適宜要員を増員します。
- 一般社団法人の体制については、対象免許人の対応要員を各地域の拠点等に配置するほか、FPU、ラジオマイク、受信ブースター障害等をそれぞれ統括する各部署を設置します。
- 一般社団法人の機関設計として、監査・監督等が行われるよう、監事および会計監査人を設置します。
- 終了促進措置の実施にあたり、作業の遅延等が発生した場合には、遅延原因の調査を行い、要員の補充や原因の解決に努めます。
- 終了促進措置のスケジュール等の共有、課題抽出・進捗確認等を実施するため、認定開設者、一般社団法人、免許人団体、製造業者等による連絡会を設置します。
- 連絡会にはFPU・ラジオマイクの各部会を設置します。
- 対象免許人からの疑義や苦情を受け付け、相談内容に対する回答や助言、事実関係の確認等を行うため、一般社団法人内に、対象免許人のサポートセンターを設置します。
- 必要に応じて、協議の斡旋・調停・仲裁を行う候補として弁護士を紹介します。
- サポートセンターの中立性確保を図るため、必要に応じて学識経験者・弁護

士等からなる監査用アドバイザリーボードの設置も検討します。

③ 本四半期までの実施状況

終了促進措置に関して、円滑な実施を図るための体制として、一般社団法人の設立のほか、上記②の実施について、認定開設者4者間で合意しました。

5 その他特記事項

- 認定開設者4者は、専門組織である一般社団法人を共同で設立し、終了促進措置を推進します。
- 認定開設者間または免許人団体等との協議により、開設計画の合意内容について見直すことがあります。